

## 第9回 首都圏大深度地下使用協議会幹事会の概要について

1. 令和7年1月26日（水）14時より、さいたま新都心合同庁舎2号館共用大研修室5Aにおいて、第9回首都圏大深度地下使用協議会幹事会が開催された。
2. 幹事会においては、都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業について、大深度地下使用法第12条に基づく事前の事業間調整の手続が開始されたことを受け、認可権者より、本手続についての説明、また、事業者より、今月20日に公告・縦覧が行われた本事業の事業概要書の概要等についての説明が行われた。

主な内容は、以下のとおり。

### （1）事前の事業間調整の手続について

- 認可権者である東京都より、大深度地下使用法に基づく事前の事業間調整の手続の流れについて説明があり、本事業については、今月19日に、事業者である東京地下鉄株式会社より東京都知事あてに事業概要書が送付され、翌20日から事業概要書の公告・縦覧が行われていること、今後、必要に応じて、事業の共同化、事業区域の調整等の手續が行われることの説明がなされた。

### （2）都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業の事業概要書について

- 事業者である東京地下鉄株式会社より、本事業の計画概要、環境影響評価の概要、大深度法手続、事業概要書の内容、事前の事業間調整手続について説明がなされた。

### （3）その他

- 幹事会全体を通して、出席者から意見・質疑などの発言は無かった。